

生駒市路上喫煙の防止対策懇話会の経過報告等

本市では、市民、事業者及び市が協働してまちをきれいにし、快適で安全な生活環境を確保することを目的として、「生駒市まちをきれいにする条例」を平成23年1月から施行しました。

この条例には、ポイ捨ての防止の観点から『喫煙の制限』を規定し、「吸い殻入れが設置されている場合等を除き喫煙をしてはならない」また、「歩行・自転車により移動しながら喫煙しないよう努めなければならない」とし、マナー向上に取り組んできました。

この条例による取組みにより、ポイ捨て防止には一定の効果は見られるものの、吸い殻の散乱が未だ見られ、さらには歩きながらの喫煙による火傷の危険や受動喫煙による健康の被害も懸念されています。

このような問題を防止することにより、喫煙する人とならない人がお互いに心地よく過ごせる環境をつくるため、学識経験者（2人）や関係団体（4人）及び市民公募（2人）による懇話会が設置されました。

懇話会では、路上喫煙の防止対策について、5回にわたり懇話会参加者から貴重な意見をいただきました。

懇話会の構成、出された意見等は、次のとおりです。

1. 参加者名簿

	氏名	所属等
学識経験者	松本善孝	西の京病院 臨床検査部長
	田中操	郡山保健所 健康増進課長
関係団体の代表者	伊東英治	生駒市立桜ヶ丘小学校長
	藤澤清二	生駒市自治連合会 副会長
	高峯幹男	竜田川流域の美しい街まもり隊 代表
	新主由美子	いこま育児ネット 代表
公募市民	村木一三	公募市民
	玉上久美子	公募市民

2. 経過報告

年月日	項目	内容
H26. 6. 9	市が管理する公共施設の受動喫煙防止対策の推進について（通知）	施設管理者が行う受動喫煙防止対策について（取組み状況の調査）
H26. 7. 25	第1回懇話会	懇話会設置の経緯、近隣市の路上喫煙禁止条例の制定状況、今後の進め方等
H26. 9. 26	第2回懇話会	市の公共施設の受動喫煙対策の取組み状況、路上喫煙の規制について
H26. 11. 19	第3回懇話会	条例で取り上げるべき項目
H27. 1. 22	第4回懇話会	条例で取り上げるべき内容
H27. 2. 27	第5回懇話会	条例で取り上げるべき内容

3. 懇話会参加者意見（まとめ）

（1）市・市民等及び事業者の責務

- * 市民を巻き込んだ共同事業が必要（普段からごみを捨てる人を減らす活動が必要例：ノーポイ捨て運動等）
- * 大規模な啓発、関係団体との連携
- * 広報紙の紙面での啓発（毎回掲載）毎月呼び掛けることが大切だと思う
- * 多種多様なPRが必要（道路にペイントなど）
- * 身近な道路・バス停など市民の目に留まるところで啓発（市民のモラル意識の向上）
- * 事業者の責務について従業員への指導義務や個人商店への責務を明らかにするべきである（コンビニ等で喫煙場所を設置する場合、通行人に対して煙の対応等）

（2）路上喫煙の禁止

- * 駅周辺など通行人が多い場所の地域だけではなく、市全域で実施してほしい。（車の運転中や散歩中にポイ捨てが多い）
- * 本来は、路上の全面禁煙は当然であるが、禁止地区を決めて徐々に広げていく（周知徹底・啓発）
- * 竜田川など生駒の環境を守っていかなければならない場所など、市全体を意識しながら禁止重点地区を定めていくことも重要

- * 通学路における全面禁煙（通学の時間滞に合わせた形での啓発・指導等）
- * 主要駅の重点喫煙禁止地区指定（人の出入りが多いので啓発等が有効）
- * 禁止地区での喫煙場所を設ける場合は、喫煙ブースを設けるなど煙が漏れないようにすべきである。（抑止効果だけでは、成果が上がらない）
- * まちをきれいにする条例との整合性が必要（路上喫煙防止条例とのすみわけ）

（3） 罰 則

- * 過料を取ることが目的ではなく、路上喫煙をなくすことが目的にする
- * 罰則については、抑止効果が必要
- * 指導員等による巡回指導
- * 通学路における通学時間帯の指導員の配置
- * 未成年者が喫煙をしていた場合の対応
- * 警察 OB を雇用するなりして、即罰規定を設ける